

3 施策内容（計画骨子）について

I 施策内容について

(1) ごみ減量への意識啓発及び教育の充実

① 子どもに対する環境教育の推進

- ・環境副読本「よしの風」の充実を図る。
- ・ごみ減量の出前講座を実施する。
- ・アダプトプログラム制度を活用する。
- ・親子エコツアーを実施する。(組合工場や民間リサイクル業者等の見学)
- ・環境センターを活用し、施設見学や職場体験を積極的に実施する。
- ・小学校や中学校に対し、環境に関するポスターコンクールなど活用を依頼する。

凡例

新規施策 …… _____
新規掲載 …… _____

② 意識啓発活動の推進

- ・情報発信の充実を図る。
- ・出前講座の実施及び講座開催の支援を行う。

③ エコショップ認定制度の充実

- ・エコショップのPRと活用を図る。
- ・エコショップ認定制度の活性化を図る。(事業化の検討)

④ パートナー収集の実施

- ・パートナー収集を継続して実施する。(声かけや通報など付帯サービス有)

⑤ 美化活動の推進

- ・市内一斉美化運動及び地域美化活動を継続するとともに、実施団体に対する支援を行う。

(2) ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組み

① ごみダイエット・チェックシートの普及

- ・各家庭におけるごみ減量活動を支援するため、出前講座や説明会等で「ごみダイエット・チェックシート」について紹介するとともに、ホームページなども活用しながら普及に努める。

② マイバック運動の推進

- ・マイバック推進キャンペーンを実施する。
- ・レジ袋の削減に向けた取り組みを実施する。(事業者との協定制度創設など)

- ③ ごみコンテナ収集地域の拡大
 - ・設置集積所数の拡大に努めるとともに、コンテナ利用ルールの周知徹底を図る。
- ④ ペットボトル回収用ネット袋の普及・拡大
 - ・設置集積所数の拡大に努めるとともに、ネット袋利用ルールの周知徹底を図る。
- ⑤ 事業系ごみの排出指導
 - ・事業者向けリーフレットを作成し、吉川商工会議所を通して配布するなど、事業系ごみの排出指導を行う。(分別排出の徹底など排出者指導)
 - ・多量排出事業者へ減量計画書の提出を求める。
 - ・事業者責任による発生抑制の促進を図る。
 - ・拡大生産者責任によるごみ発生抑制の仕組みづくりの促進を図る。
- ⑥ ごみ処理有料化の検討
 - ・ごみ減量施策等の効果分析を行う必要があることから、東埼玉資源環境組合構成市町と連携を図りながら導入時期等についての検討を行う。

(3) ごみ資源化の推進

- ① 生ごみ処理機の普及促進
 - ・PRの充実を図るとともに、補助金交付を継続して実施する。
 - ・生ごみ処理容器に対する助成拡大を実施する。
 - ・生ごみ(厨芥類)の再資源化に関し、堆肥の有効活用まで含めた制度づくりや(仮称)よしかわ生ごみリサイクルプランの作成についての検討を行う。
- ② 資源回収の促進
 - ・PRの充実を図るとともに、補助金交付を継続して実施する。
 - ・資源回収実施団体に対し、ごみ減量説明会を実施し効果の拡大を図る。
- ③ 雑がみリサイクルの推進
 - ・雑がみの具体例、分別方法などをわかりやすく市民に周知する。
- ④ 容器包装リサイクル法への対応
 - ・分別収集項目の見直し検討を行う。(白色トレイなどの拠点回収)
 - ・事業者による資源回収を奨励する。(店頭回収等の促進)
- ⑤ 発泡スチロールリサイクル事業の検討
 - ・家庭で使用した発泡スチロール製の食品トレイなどのモデル的な資源化事業の実施を検討します。

⑥ 廃家電製品のリサイクル

- ・平成18年6月から民間業者への委託により、電子レンジ、ミニコンボ、ビデオデッキ、ラジカセなどの廃家電製品のリサイクルを実施している。
- ・国の動向を踏まえ小型家電リサイクル法の適正実施に努める。

⑦ リサイクルシステムの確立

- ・資源物の定期回収や資源回収ボックスの設置など、リサイクルシステムの確立に努める。
- ・市が回収するリサイクル項目(品目)の拡大についての検討を行う。

⑧ 剪定枝・刈草の資源化の促進

- ・剪定枝チップ機の貸出制度の創設についての検討を行う。
- ・購入補助金制度の創設についての検討を行う。
- ・(東埼玉資源環境組合堆肥化施設及び環境センターへの直接搬入を推進し、資源化を図る。)

(4) 環境負荷の低減化

① ごみ収集車による環境負荷の低減化

- ・収集効率の改善、ごみ収集車両の適切な維持管理、低公害車の導入等により、ごみ収集車の走行に伴う環境負荷の低減化を図る。また、本市がごみの収集運搬を委託または許可している業者に対しても、同様の取り組みを求める。

② ごみ処理による環境負荷の抑制

- ・ごみの排出抑制、ごみ処理施設の適切な維持管理等により、ごみ処理に伴う環境負荷の抑制を図る。

③ 温室効果ガス排出抑制対策の実施

- ・ごみの減量化、資源化の推進により焼却量の低減、収集運搬の効率化等により、温室効果ガスの排出量を削減して地球温暖化防止に努める。

④ 3Rから5Rへの転換啓発活動の充実(参考1、2:参照)

- ・3Rから5Rに転換し推進することで、ごみを減量するだけでなく、さまざまな環境への負荷を低減する効果が見込まれることから、市民の皆さんがごみ減量のために行う行動がどのくらい温室効果ガスを減らし、地球温暖化防止に効果があるのか積極的な啓発に努める。

⑤ グリーン(エコ)商品の利用促進

- ・グリーン(エコ)商品の利用促進を図るためのPRを充実させる。
- ・市の取り組みとしては、引き続きエコオフィス吉川の充実に努める。(第3次吉川市環境配慮率先実行計画)

(5) 適正処理の推進

- ① 事業者等に対する適正処理の指導
 - ・ 廃棄物処理法に基づく適正なごみ処理のあり方等について、事業者や許可業者に対して直接的な指導を実施するなど、事業者の自己責任を徹底していく。
- ② 不法投棄対策の実施
 - ・ 継続的にパトロールを実施する。
 - ・ 被害を受けている場所の土地所有者、管理者への指導や投棄物の撤去を依頼する。
 - ・ 不法投棄防止看板の作成及び配布を行う。
- ③ 資源物持ち去り防止対策の実施
 - ・ 継続的にパトロールを実施し、市条例に基づき、持ち去り行為者に対して中止命令及び告発を行う。
 - ・ 持ち去り禁止看板の配布及び設置を行う。
- ④ 災害廃棄物などの適正処理体制の構築
 - ・ 災害廃棄物処理計画の見直しを行い、災害発生時において、より迅速かつ適正な処理体制の構築を図る。

(6) 効率的かつ効果的なごみ処理体制

- ① ごみ処理体制の見直し
 - ・ 吉川美南駅周辺開発を勘案し、収集運搬車両・人員の配置や収集回数の変更など抜本的な見直しを検討する。
- ② 清掃作業の直営と民間委託の見直し
 - ・ 現在「直営方式」で実施している一部のごみ収集や施設の運転管理等の清掃作業については、経済効率の向上、環境清掃産業の育成等の観点から、効果的な市職員の人員体制となるよう、適宜「委託方式」に切り替えを行う。
- ③ 許可業者に対する指導と研修
 - ・ 本市の許可業者に対し、基準に基づいた適切な搬入が行われるように、引き続き指導を行い、搬入ごみの適正管理の徹底を図る。
- ④ 市民や事業者に対するごみの出し方の啓発
 - ・ 清掃作業における労働安全の確保と効率的なごみ処理を図るため、引き続き市民や事業者に対してごみの出し方の啓発を実施する。
- ⑤ 作業員に対する安全教育
 - ・ 市職員及び委託業者に対する安定的な安全教育を実施する。

(7) 市民・事業者・行政による協働の取り組み

① 廃棄物減量等推進員のさらなる活用

- ・ごみ減量啓発事業や各種イベントにおいて廃棄物減量等推進員を積極的に活用する。また、廃棄物減量等推進員に対して、市の清掃事業について理解を深めてもらうため、3R（5R）や清掃事業関連の情報を提供する。
- ・廃棄物減量等推進員の活動を通じて、地域住民の清掃事業に対する意見を把握することで、市民と市のパイプ役としての役割を求める。

② ごみ減量等のネットワークの構築（市民・事業者・行政の三者連携の促進）

- ・市民・事業者・行政三者におけるネットワークを構築し、ごみ減量・資源化活動のための協働体制・組織づくりを検討する。

(8) その他

① 東埼玉資源環境組合及び構成市町との連携強化

- ・引き続きスラグの有効利用や現状で埋め立てを行っている焼却灰やばいじんの再資源化を要望する。また、東埼玉資源環境組合事務連絡協議会などの場を活用し、ごみ減量等に係る広域的な取り組みについて検討する。

② 廃棄物処理サービスに対する市民満足度の向上

- ・アンケートの実施などにより市民満足度の測定を行い、向上に向けた取り組みを行う。

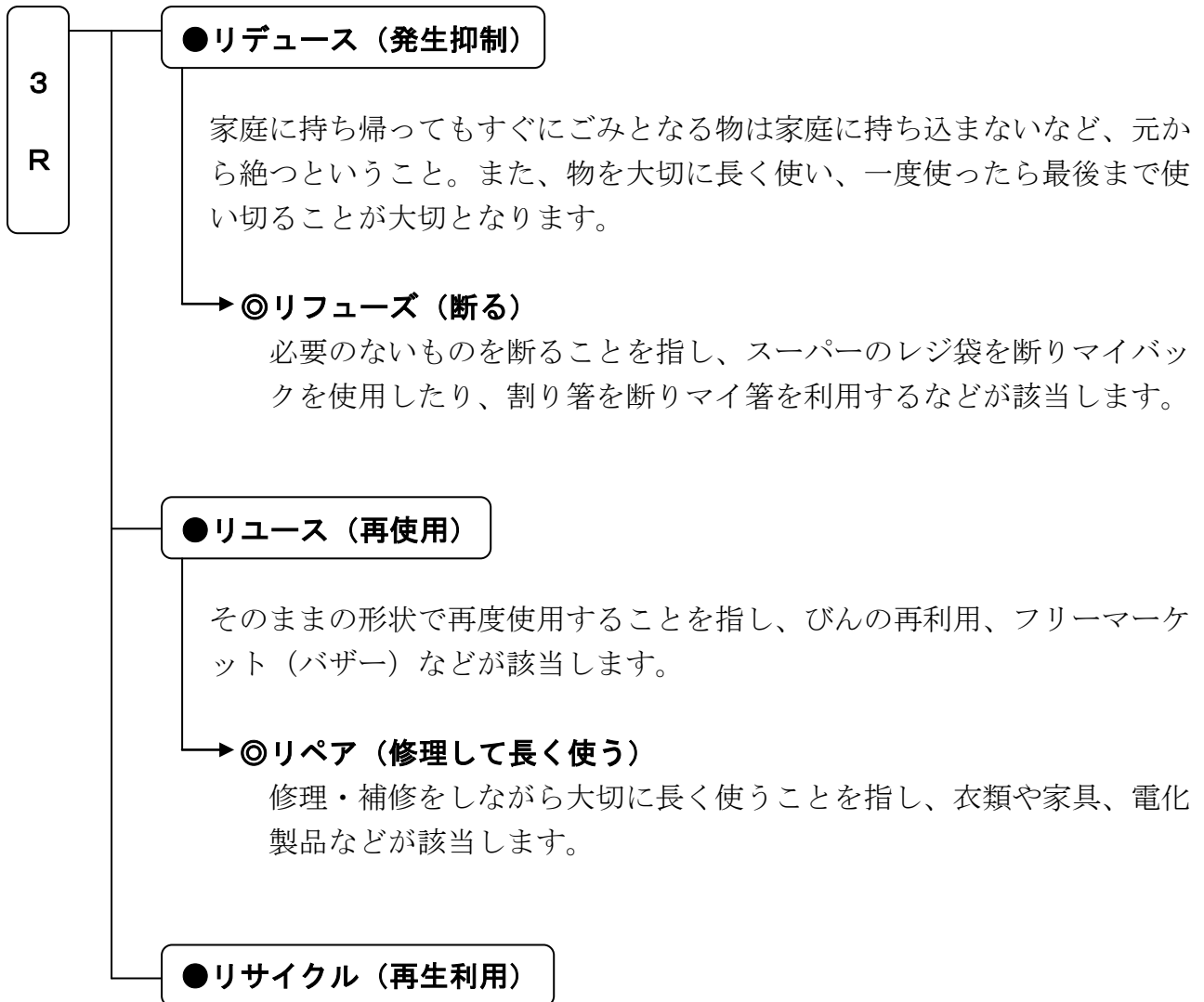
③ 市民1人当たり年間処理経費の削減（一般廃棄物会計基準の導入）

- ・国の示す一般廃棄物会計基準の導入について検討を行う。

④ 環境センターの将来展望

- ・本市の不燃物処理施設は竣工後24年を経過し、施設の老朽化や機能の低下が見られることから、早い段階で具体的な施設整備（修繕等）計画を作成・実施する必要があります。また、施設の運転管理等については、平成27年度から業務委託に切り替えるための準備を進める。

***参考1：5Rについて**



形状を変え再度使用することを指し、ペットボトルからペットボトルやワイシャツ、卵のパックを作成するなどが該当します。

- ・天然資源投入量の低減
- ・廃棄物（副産物）の発生量の低減
- ・最終処分量の削減
- ・エネルギー消費量の削減
- ・温室効果ガスの削減
- ・有害廃棄物の低減



環境負荷低減効果

*** 参考 2 : 環境配慮行動による温室効果ガス削減効果**

	環境配慮行動	回数 /量	温室効果ガス 削減効果 (kg-CO2)
リデュース (発生抑制)	量り売り商品の購入(飲料水 2L)	1 枚	0.001
	詰め替え用品の購入(洗剤 540ml)	1 回	0.001
	レジ袋の辞退	1 回	0.133
	マイ箸の使用(割り箸の辞退)	1 個	0.184
リユース (再使用)	リターナブルびん入り商品の購入(焼酎・清酒 900ml)	1 本	0.210
	リユースカップの使用(500ml)	1 回	0.099
	古着の購入/衣料品回収への協力(ジャケット)	1 着	21.417
	古着の購入/衣料品回収への協力(ブラウス)	1 着	2.449
	古着の購入/衣料品回収への協力(ブルゾン)	1 着	7.440
	古着の購入/衣料品回収への協力(ワンピース)	1 着	8.224
	古着の購入/衣料品回収への協力(スーツ)	1 着	31.929
リサイクル (再生利用)	ペットボトルの分別排出(500ml 容器)	1 本	0.071
	スチール缶の分別排出(350ml 容器)	1 本	0.050
	アルミ缶の分別排出(500ml 容器)	1 本	0.292
	古紙の資源回収への協力	1 kg	0.191
	使用済み天ぷら油の返却	1 L	1.670

(資料)「3Rエコポイントシステム促進のためのガイドライン (平成23年3月環境省)」
より作成。

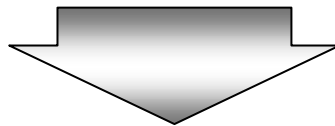
Ⅱ 第2次計画との比較について

第2次計画での施策は

- (1) ごみ減量への意識啓発及び教育の充実
- (2) ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組み
- (3) ごみ資源化の推進
- (4) ごみ処理施設の計画的な整備

目標値設定

- ・ 1人1日あたりのごみ排出量・・・ 920g → 874g
- ・ ごみの資源化率・・・・・・・・・・ 25%
- ・ 最終処分量（埋め立て量）・・・ 1,650t



第3次計画での施策（案）は

- (1) ごみ減量への意識啓発及び教育の充実
- (2) ごみの発生抑制・排出抑制に向けた取り組み
- (3) ごみ資源化の推進
- (4) 環境負荷の低減化
- (5) 適正処理の推進
- (6) 効率的かつ効果的なごみ処理体制
- (7) 市民・事業者・行政による協働の取り組み
- (8) その他

第3次計画で掲げる基本目標を達成するため、第2次計画に掲げている

(1)～(3)に加え、あらたに(4)～(8)の施策を追加し、取り組みを進めていきます。